

証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者が、技術士法施行規則第14条第1項第5号に規定する登録事項
(勤務する事務所の名称及び所在地)を下記のとおりとして、登録の変更を
届出ようとする者であることを証明します。

事務所の名称	
事務所の所在地	

注；登録事項変更届出書（様式第十一）に記入した名称・所在地（変更後）と合致させて下さい。

令和 年 月 日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長 殿

所在地

名 称

代表者

印

※ 勤務先分類コード

--	--

※勤務先分類コード表

01 官庁…国の出先機関、国立の研究所を含む。	32 財団法人・社団法人…公益法人及び一般法人。
11 地方自治体…都道府県・市町村の出先機関、研究所を含む。	41 一般企業…コンサルタント会社を除く企業。
21 教育機関…国・公・私立大学及び付属研究所、高専等。	42 コンサルタント会社…建設コンサルタント業等。 (調査・測量業を含む。)
31 独立行政法人等…機構及び事業団を含む。	

証明書

様式に合わせて
WordやExcel等で作成した
同一の書面でも結構です

氏名 技術 太郎

技術士の氏名、
生年月日を記入

昭和■■■年■■■月■■■日生

事務所の名称のみ又は所在地のみの変更の場合でも、(名称及び所在地)を下記のとおりとして、登録の変更を名称及び所在地の両方をご記入下さい。

事務所の名称	株式会社△△△ 埼玉支店
事務所の所在地	埼玉県さいたま市南区南浦和■■丁目■■番■■号

注；登録事項変更届出書（様式第十一）に記入した名称・所在地（変更後）と合致させて下さい。

令和 ■■ 年■■■月■■■日

指定登録機関

公益社団法人 日本技術士会会長 殿

変更後の事務所による
証明【公印】を受ける

会社等の名称印【社印等】及び証明権者の公印【代表者印】の捺印が必要です。
(会社名【角印】と役職名【役職印】が別々の場合、両方の捺印が必要です。)

所在地 埼玉県さいたま市南区南浦和■■丁目■■番■■号

名称 株式会社△△△ 埼玉支店

代表者 □□ □□



※ 勤務先分類コード

4	1
---	---

※勤務先分類コード表

01 官庁…国の出先機関、国立の研究所を含む。	32 財団…公益財団法人及び一般法人。
-------------------------	---------------------

※「証明者」と「事務所の名称・所在地」について

1. 会社等の代表者（社長、理事長、会長等）又は本社の総務・人事部長により証明された場合、本社、支社、支店、出張所及び部署等のいずれでも登録できます。
2. 本社の代表者以外（支社長、支店長、工場長等）により証明された場合、その支社、支店、工場等の名称・所在地で登録することになります。